附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年三月の定例の検針等が行われた日から同年四月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として平成二十五年四月一日から同月三十日まで）に電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条第一項に基づく納付金の額の算定に用いられる納付金単価は、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第十八条第二項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成二十五年三月の定例の検針等が行われた日から同年四月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として平成二十五年四月一日から同月三十日まで）に電気事業者が平成二十五年度において法第十七条第三項の規定の適用を受けるものとして同条第一項の認定を受けた事業所に係る電気の使用者に供給した電気に係る賦課金の額についての同条第三項の規定の適用については、新規則第二十一条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項及び第五項、第七十五条の二第一項及び第三項並びに第七十六条第三項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令の一部を改正する省令

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（平成十五年国土交通省令第十五号。附則第二条及び第三条において「届出省令」という。）の一部を次のように改正する。

第一号様式第二面4欄ニを次のように改める。

【ニ．構造】　□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄骨造　□木造　□その他（　　）

第一号様式第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を次のように改める。

（第三面（住宅以外の用途に供する建築物））

省エネルギー措置の概要

【1．工事種別】　□新築　□増築　□改築
□直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
□空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修

【2．届出をする部分】　□直接外気に接する屋根、壁又は床　□空気調和設備
□空気調和設備以外の機械換気設備　□照明設備
□給湯設備　□昇降機

【3．用途区分】　□事務所等　□ホテル等　□病院等　□物品販売業を営む店舗等
□学校等　□飲食店等　□集会所等　□工場等

【4．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】
□年間熱負荷係数（　　MJ／（㎡・年））（用途区分　　）
□基準対象外

【5．空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】
該当する地域区分（　　地域）
基準一次エネルギー消費量（　　GJ／年）
設計一次エネルギー消費量（　　GJ／年）
エネルギー利用効率化設備の有無　□有　□無

【6．備考】

第一号様式（注意）1．②(1)に次のただし書を加える。

ただし、住宅以外の用途に供する部分について、第三面（住宅の用途に供する建築物）の2欄の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うことができることとし、3欄の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うこととします。この場合において、第三面（住宅の用途に供する建築物）で書き表せない事項で特に記入すべき事項は、第三面（住宅以外の用途に供する建築物）に記入して提出してください。

第一号様式（注意）1．②及び③中「また」を「なお」に改め、「各用途ごとに」を削り、「を提出」を「の4欄は、用途ごとに記入」に改め、同様式（注意）4．中⑤を⑥に、同様式（注意）4．④中「すべて」を「全て」に改め、同様式（注意）4．中④を⑤に、③の次に次のように加える。

④　4欄の「ハ」は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。

第一号様式（注意）6．①中「1欄」の下に「及び2欄」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同様式（注意）6．②中「2欄」を「3欄」に、「すべて」を「全て」に改め、④を削り、③を④に、②を③に、(1)を(2)に、(2)の前に次のように加える。

(1)　「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

第一号様式（注意）6．③中「3欄及び」を削り、「は、「外壁、窓等」など各項目について、省エネルギー基準に基づき、該当する」を「において、「年間熱負荷係数」とは、1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として省エネルギー基準において定めるものとします。「年間熱負荷係数」の」に、「性能基準又は仕様基準に基づく評価等必要な事項を」を「用途区分ごとに」に、「次に掲げる場合に該当するとき」を「工場等の用途に供する建築物の場合」に改め、(1)から(6)までを削る。